

～航空局からのお知らせ～

[2026年2月19日]

★ステライル・コックピットルールについて

航空安全の推進のため、地上走行、離陸や着陸、安全上重要な段階（以下「クリティカルフェーズ」という。）において、運航に必要な会話等により、操縦士の安全に係る業務の集中を妨げる行為を防止する「ステライル・コックピットルール」の導入を本邦航空運送事業者に義務づけました。

（令和7年11月28日に運航規程審査要領細則（※）を改正、3ヶ月の措置期間あり）

本義務づけは、本邦航空運送事業者に対するものですが、ステライル・コックピットルールは、安全運航の確保の観点で非常に有効であるため、すべての操縦士に取り入れていただきたい安全対策です。

関連する事例として、運輸安全委員会が公表した羽田空港航空機衝突事故（令和6年1月2日発生）の経過報告（第1回及び第2回）において、出発機である海上保安庁機が滑走路に進入する際、海上保安庁の地上無線局から当該機に対して無線通信が入ったことが事故発生要因に関与する可能性、また、海上保安庁の羽田基地ではステライル・コックピットルールが導入されていなかったことが報告されております。

皆様は、クリティカルフェーズにおいて、運航に不要な会話により集中が途切れ、必要な操作や判断が遅れた経験はないでしょうか？

ステライル・コックピットルールを徹底するためには、操縦士だけでなく、同乗者も含めて本ルールを正しく理解することが重要です。そのため、出発前のブリーフィング等において同乗者に対してもルールを明確に説明することが大切です。

クリティカルフェーズでは、運航に必要な会話等はしない！させない！を心がけ、安全なフライトをお願いします。

（※）運航規程審査要領細則とは、航空法（昭和27年法律第231号）第104条第1項の規定により、本邦航空運送事業者は運航規程を定め、国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、運航規程の審査を行うにあたって必要な細目的事項を定めた航空局通達

※本メールは2月19日（木）時点で航空局へ電子メールアドレスを登録頂いている操縦士の皆様

にお送りしております。

※これまで配信したメールマガジンは、こちらから確認できます。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000012.html#backnumber

※メールアドレス変更や配信停止の場合は、お手数ですが本メールに返信する形でご連絡をお願いいたします。

国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : hqt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111

小型航空機安全対策係（内線 50135）

特定操縦技能審査担当（内線 50136）

～X(旧 Twitter)もやっています～https://twitter.com/mlit_kogataki
